

銀行は、銀行法及び金融再生法に基づき、銀行の保有する不良債権等を開示することが義務づけられています。これらの開示は銀行が定期的
に実施している資産の自己査定の結果を基礎に行われます。

リスク管理債権、自己査定、金融再生法開示債権の関係、貸出金等の状況(単体ベース)

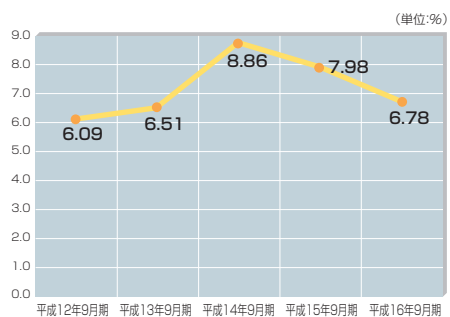
リスク管理債権

銀行法に基づく開示債権は「リスク管理債権」と呼ばれ、貸出金のみが対象となります。

平成16年9月末の単体ベースでの開示債権額は前年同期比47億82百万円減少し、336億7百万円となりました。

リスク管理債権	
※対象資産は、貸出金です。()は、貸出金に対する割合です。	
区分と債権額	
破綻先債権	3,886 (0.78%)
延滞債権	24,606 (4.96%)
3か月以上延滞債権	444 (0.08%)
貸出条件緩和債権	4,670 (0.94%)
合計	33,607 (6.78%)

■貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合



(算出方法) $\frac{\text{リスク管理債権額}}{\text{貸出金}} \times 100$

自己査定

自己査定とは、銀行が保有する貸出金などの個々の資産について、その価値を定期的に査定し分類する作業をいいます。この自己査定の結果に基づき適正な引当・償却を行います。また、自己査定の結果は各開示債権の金額算定の基礎ともなります。

自己査定		
※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未取利息・仮払金、支払承諾見返です。		
区分と債権額		
破綻先	3,926	
実質破綻先	8,132	
破綻懸念先	16,606	
要注意先	要管理先	7,190
	要管理先以外の要注意先	61,301
正常先	404,638	
合計	501,795	

(平成16年9月末現在、単位:百万円)

金融再生法開示債権

金融再生法に基づく開示債権は「金融再生法開示債権」と呼ばれ、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返等を含む）が対象となります。平成16年9月末の単体ベースでの開示債権額は前年同期比47億21百万円減少し、337億80百万円となりました。

金融再生法開示債権

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他の資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

区分と債権額	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,059
危険債権	16,606
要管理債権	5,114
正常債権	468,015

合計 501,795

金融再生法開示債権の保全内訳

※正常債権以外

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保・保証等		貸倒引当金	保全率 (B/A)
			担保	保証等		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,059	12,059	8,641	3,417		100.0%
危険債権	16,606	14,288	11,657	2,631		86.0%
要管理債権	5,114	3,103	2,241	862		60.6%
合計	33,780	29,451	22,540	6,911		87.1%

開示している不良債権の全てが回収不能となるわけではありません。開示債権には、担保・保証等や貸倒引当金により保全されている部分も含まれています。

用語の説明

リスク管理債権	
分類	内容
破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3カ月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権を除く。）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く。）

自己査定した債務者区分	
区分	内容
破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。
実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大さいと認められる債務者。
要管理先	要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
要管理先以外の要注先	今後の管理に注意を要する債務者。
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。

金融再生法開示債権	
分類	内容
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生・再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
要管理債権	3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。

(平成16年9月末現在、単位:百万円)

金融再生法開示債権

金融再生法に基づく開示債権は「金融再生法開示債権」と呼ばれ、銀行の保有する債権（貸出金のほか支払承諾見返等を含む）が対象となります。平成16年9月末の単体ベースでの開示債権額は前年同期比47億21百万円減少し、337億80百万円となりました。

金融再生法開示債権

※対象資産は、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他の資産中の未収利息・仮払金、支払承諾見返です。

区分と債権額	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,059
危険債権	16,606
要管理債権	5,114
正常債権	468,015

合計 501,795

金融再生法開示債権の保全内訳

※正常債権以外

	債権額 (A)	保全額 (B)	担保・保証等		貸倒引当金	保全率 (B/A)
			担保	保証等		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,059	12,059	8,641	3,417		100.0%
危険債権	16,606	14,288	11,657	2,631		86.0%
要管理債権	5,114	3,103	2,241	862		60.6%
合計	33,780	29,451	22,540	6,911		87.1%

開示している不良債権の全てが回収不能となるわけではありません。開示債権には、担保・保証等や貸倒引当金により保全されている部分も含まれています。

用語の説明

リスク管理債権	
分類	内容
破綻先債権	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3カ月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権を除く。）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く。）

自己査定した債務者区分	
区分	内容
破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。
実質破綻先	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。
破綻懸念先	現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大さいと認められる債務者。
要管理先	要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。
要管理先以外の要注先	今後の管理に注意を要する債務者。
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。

金融再生法開示債権	
分類	内容
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生・再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
要管理債権	3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。